

住居確保給付金 転居費用 (桑名市)

本人もしくは同一の世帯に属する方の死亡、離職、休業等により世帯収入が著しく減少して、経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います

【対象経費】

- ① 転居先への家財の運搬費用
- ② 転居先の住宅に係る初期費用
(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)
- ③ ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む)
- ④ 鍵交換費用
※対象外：敷金・前家賃・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

【支給額の上限】

賃貸借契約に記載された**実際の家賃の額に3を乗じて得た額**

※ ただし、以下のとおり「住宅扶助基準額」を支給上限額とする。

(家賃額には、管理費や共益費は、含めない。)

世帯人数	桑名市基準家賃額 (三重2級地)	上限額 (3を乗じて得た額)
単身世帯	35,200円	105,600円
2人世帯	42,000円	126,000円
3～5人世帯	45,800円	137,400円
6人世帯	49,000円	147,000円
7人世帯以上	55,000円	110,000円

【支給要件】

申請時に以下㊦～㊮のいずれにも該当する方が対象

- ㊦ 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方であること
- ㊧ 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ㊨ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ㊩ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額(収入基準額)以下であること

世帯人数	基準額(月額)	収入基準額 (基準額月額+桑名市基準家賃額)
単身世帯	89,000円	124,200円
2人世帯	131,000円	173,000円
3人世帯	157,000円	202,800円
4人世帯	194,000円	239,800円
5人世帯	232,000円	277,800円
6人世帯	269,000円	318,000円

- ㊦ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産合計額が下記の金額以下であること。（世帯収入基準額月×6）

世帯人数	金融資産
単身世帯	534,000円
2人世帯	786,000 円
3人世帯	942,000 円
4人世帯	999,999 円
5人世帯	999,999 円

- ㊧ 生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために、次の①又は②に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

- ① 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
- ② 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴う、その他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること

※ 持ち家の人や一定の住居を持たない不安定居住者であっても、自ら居住する住宅を賃借し、家計全体を改善しようとする場合は、「住居喪失者」として、他の収入要件や資産要件等の要件を満たせば、支給対象者として受給可能

- ㊨ 桑名市が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

- ㊩ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

【支給方法】

① 転居先の住宅に係る初期費用

桑名市から不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領とする。

（受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない。）

ただし、受給者が以下の㊰又は㊱の方法により転居先の住宅に係る初期費用を支払うこととなっている場合であって、桑名市が特に必要と認める場合には、受給者の口座等へ支給することができる。

- ㊰ クレジットカードを使用する方法
- ㊱ 納付書により納付する方法

② ① 以外の経費

支給方法に制限はないため、個々の状況に応じて、自治体から業者等の口座へ振り込む代理受領か、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給する。

手続きに必要な書類

- 住居確保給付金支給申請書（様式1-1）
住居確保給付金申請時確認書（様式1-2A）
入居予定住宅に関する状況通知書 不動産仲介業者等記載（様式2-2）
転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書
（家財の運搬費用、原状回復費用等）
- ㊦ 本人確認書類 次のいずれかの写し
運転免許証・個人番号カード・般旅券・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・資格確認書・住民票・戸籍謄本・在留カード等
- ㊧ 収入減少関係書類
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ㊨ 離職等関係書類
世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ㊩ 収入関係書類
支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金や福祉手当等を受けている場合はその支給額がわかる書類）
- ㊪ 金融資産関係書類
支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ㊫ 要転居証明書（様式10）
- ㊬ その他、自立支援機関が必要と定めた書類

お問い合わせ 桑名市役所1F 福祉支援室 0594-24-1456